

公益財団法人高知県スポーツ協会 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高知県スポーツ協会（以下「本会」という）定款第55条に基づき、本会の事業の趣旨に賛同し、本県のスポーツの振興・発展に係る事業の推進を支援する賛助会員を広く募り、本会の円滑な事業の推進を図ることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員（以下「会員」という）は、本会の目的及び事業に賛同する企業及び団体・個人で、賛助会員加入申込書（別紙1）を提出し受理された者をいう。

(広告)

第3条 希望する会員は、本会のホームページ等に個人名、企業名・団体名を掲載。

(賛助会費)

第4条 賛助会員は、次に定める会費を毎年度納入するものとする。

- (1) 個人会員 年額1口 5,000円とし、1口以上
- (2) 企業・団体 年額1口 10,000円とし、1口以上

(会員の期間)

第5条 会員の資格を有する期間は、原則として会員となることを希望する者が賛助会員加入申込書を提出し、本会が当該申込書を受理した時からとする。ただし、会員から特に退会の申し出がない限り、毎年度自動的に継続されるものとする。

(会費の不返還)

第6条 会員が既に納付した会費は、これを返還しない。

(細則)

第7条 この規程及び賛助会員に関し必要な事項は、理事会で定める。

附則

- 1 この規程は、令和2年10月15日から施行する。